

## (1) 住まいの復興給付金を受給するために必要とされる罹災証明書の取扱い（新規案件）

### 1 相談内容

東日本大震災で被災した者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対して、消費税の増税分に見合う額を給付することを目的として「住まいの復興給付金」という制度が設けられた。

当該給付金を申請する際には罹災証明書の添付が必要となっている。

しかし、罹災証明書の発行を行う市町村の多くは、東日本大震災から3年が経過した現在、震災との因果関係が不明確であることを理由に罹災状況の新規判定を終了している。

被災者の中には、罹災証明書が得られないため、住まいの復興給付金の申請を断念している者もいると聞いており、既に市町村が新規発行をやめ、罹災証明が受けられない者に対しても、申請可能な手段を検討していただきたい。

※ 本件は茨城行政評価事務所が受け付けた相談である。

### 2 制度の概要

#### (1) 住まいの復興給付金

##### ア 住まいの復興給付金の概要

住まいの復興給付金は、平成26年4月1日から実施されており、同日から始まった段階的な消費税率引上げに伴い、東日本大震災で被災した者の住宅再取得や被災した住宅の補修に係る消費税の負担増加に対して、消費税の増税分（消費税率8%の場合は3%）に見合う額を給付することで、被災した者の負担軽減を図ろうとする制度である。

申請の手続は、復興庁が公募により選任した「住まいの復興給付金事務局」が、「住まいの復興給付金による被災者住宅再建支援対策事業実施要領」（平成26年2月7日復本第188号。以下「実施要領」という。）に基づき実施している。

##### イ 給付対象者

住まいの復興給付金は、東日本大震災により被害が生じた住宅（以下「被災住宅」という。）の被災時の所有者が、新築住宅若しくは中古住宅を新たに建築・購入（以下「再取得」という。）し、又は被災住宅を補修し、その住宅に居住している場合に、給付を受けることができる。

給付対象者は、表-1の①から③までの要件を全て満たす者である。ただし、表-1の要件を全て満たしていない場合でも、各要件の一部を満たす者が共同で申請（以下「共同申請」という。）する場合には給付を受けることができる。共同申請する場合、再取得住宅の所有者又は補修工事の発注者である代表者1名が代表申請者となり、給付金を受給できる。

表－1 給付対象者の要件

区分	住宅を再取得した場合	被災住宅を補修した場合
①	東日本大震災に被災した住宅を被災時点に所有していた者	
②	再取得住宅を所有している者	被災住宅の補修工事を発注した者
③	再取得住宅に居住している者	補修した被災住宅に居住している者

(注) 本表は、実施要領を基に当局が作成した。

ウ 給付額

① 住宅を再取得した場合

図－1のとおり、再取得住宅の床面積、給付単価及び持分割合に応じて給付額が決定される。

図－1 住宅を再取得した場合の給付額

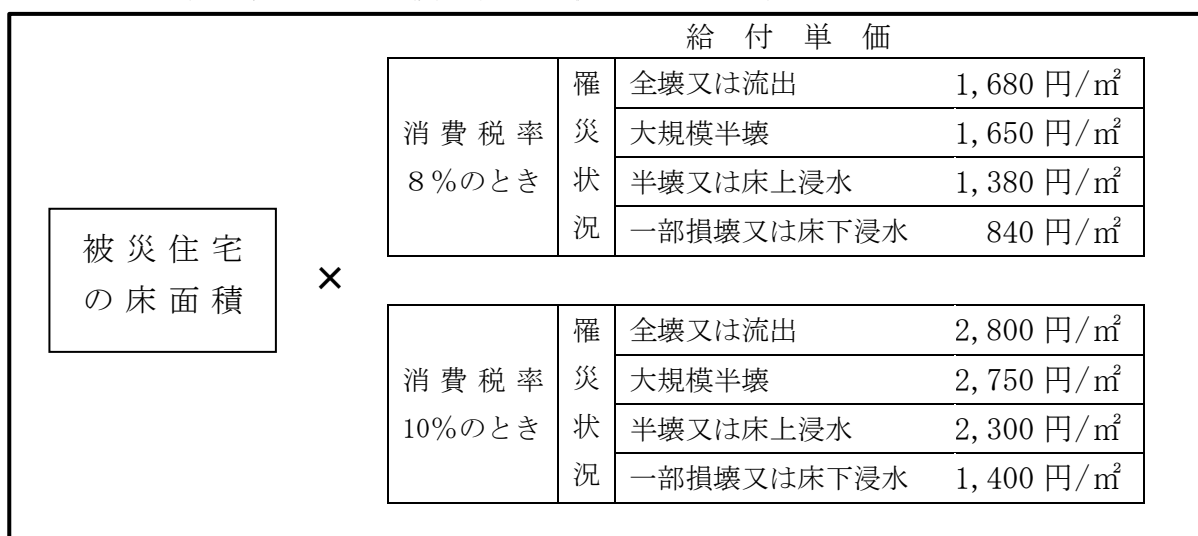


(注) 本図は、復興庁作成のパンフレットを基に当局が作成した。

② 被災住宅を補修した場合

被災住宅の床面積に、罹災状況に応じた給付単価を乗じた額（図－2）か、実際に支払った補修工事費の消費税のうち増税分に相当する額（図－3）のいずれか少ない額が給付額に決定される。

図－2 被災住宅の床面積に、罹災状況に応じた給付単価を乗じる額



(注) 本図は、復興庁作成のパンフレットを基に当局が作成した。

図－３ 実際に支払った補修工事費の消費税のうち増税分に相当する額

消費税率 8%のとき	補修工事費 (税抜金額)	×	0.03
消費税率 10%のとき	補修工事費 (税抜金額)	×	0.05

(注) 本図は、復興庁作成のパンフレットを基に当局が作成した。

エ 給付申請の方法

給付申請の方法は、表－２のとおりである。

表－２ 給付申請の方法

区分	内容
申請期限	再取得住宅又は補修した被災住宅の引渡日から1年以内
申請書の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・復興局又は被災自治体の窓口</li> <li>・住まいの復興給付金事務局ホームページ</li> </ul>
申請書の提出先・提出方法	住まいの復興給付金事務局へ申請書及び添付書類等を郵送
申請書の主な記載内容	<p>ア 下記イ及びウに共通の記載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 申請者又は代行者に関する情報（住所、氏名、生年月日等）</li> <li>② 被災住宅の情報（住所、被災種別、所有者等）</li> <li>③ 給付申請額</li> <li>④ 共同申請者に係る情報（氏名、生年月日等）</li> </ul> <p>イ 住宅を再取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再取得住宅の情報（住所、住宅の種別、床面積、入居日等）</li> <li>② 住宅の再取得に係る契約の情報（販売事業者、契約日、引渡日等）</li> </ul> <p>ウ 被災住宅を補修した場合</p> <p>補修に係る契約の情報（施工者、契約日、引渡日等）</p>
申請書に添付する主な書類	<p>ア 下記イ及びウに共通の書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 被災住宅であることを示す「罹災証明書」</li> <li>② 被災住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」（被災住宅を滅失している場合「不動産登記における建物の閉鎖事項証明書・謄本」）</li> <li>③ 現在の「住民票の写し」</li> </ul> <p>イ 住宅を再取得した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 再取得住宅の「不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本」</li> <li>② 住宅の再取得に係る「工事請負契約書」又は「不動産売買契約書」のコピー</li> </ul> <p>ウ 被災住宅を補修した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住宅の補修に係る「工事請負契約書」のコピー</li> <li>② 実際に支払った補修金額を示す「領収書」のコピー</li> <li>③ 補修したことを示す「補修工事証明書」</li> </ul>
給付金の受給方法	申請者本人の口座に振込

(注) 本表は、実施要領を基に当局が作成した。

オ 住まいの復興給付金の申請受付件数、支給件数及び支給金額

平成 26 年 9 月 5 日時点における、都道府県別の住まいの復興給付金の申請受付件数、支給件数及び支給金額は、表－3 のとおりである。

表－3 住まいの復興給付金の申請受付件数、支給件数及び支給金額

(単位：件、円)

都道府県名	申請受付件数	支給件数	支給金額
青森県	2	1	718,000
岩手県	32	25	14,344,000
宮城県	81	58	27,632,000
福島県	67	44	25,414,000
茨城県	14	10	4,408,000
栃木県	5	4	2,270,000
埼玉県	2	1	528,000
千葉県	8	6	3,352,000
東京都	1	1	611,000
計	212	150	79,277,000

(注) 1 本表は、復興庁の集計結果による。

2 申請受付件数、支給件数及び支給金額は、住宅の再取得及び被災住宅の補修の両方を含む。

3 申請受付件数と支給件数の差は、審査中であることによる。

(2) 罹災証明書

ア 罹災証明書の概要

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明したものであり、市町村の自治事務として災害発生時に被災者に交付されてきたものである。

現在、罹災証明書は、被災者生活再建支援金のほか、住宅の応急修理、義援金の配分等の支援措置の適用の判断材料として幅広く活用されている。

イ 当省の勧告による罹災証明の迅速化及び信頼性確保に向けた改善状況

当省が、平成 24 年度に「申請手続に係る国民負担の軽減等に関する実態調査（東日本大震災関連）」を実施したところ、罹災証明書の法的位置付けが不明確なため、市町村によっては、罹災証明書の発行の前提となる住家被害調査の実施体制が十分でなかったことから、東日本大震災に際して、罹災証明書の交付に長期間を要し、被災者支援の実施そのものに遅れが生じていたことが判明した。

このため、当省は、平成 25 年 3 月、内閣府に対して、罹災証明の迅速化と信頼性の確保を図るため、罹災証明書を遅滞なく交付すべきことについて法的な位置付けを行うことなどについて勧告を行った。

勧告を受けた内閣府では、平成 25 年 6 月、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）を改正し、罹災証明書を遅滞なく交付することを市町村長の義務として本

法に位置付けるとともに、これを実効あるものとするため、住家被害の調査に従事する職員の育成や他の地方公共団体等との連携確保など罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保に平常時から努めることを、市町村長の義務とした。

#### ウ 対象となる災害の規模

災害対策基本法における「災害」は、同法第2条第1号において「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義されている。

一方、内閣府では、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成25年6月21日府政防第559号）により、「個々の被災者にとってその生活再建が重要な問題であることは災害全体の規模とは直接関係がない」として、市町村に対して、異常な自然現象等により当該市町村の区域内の住家等に被害が発生した場合には、その具体的な被害戸数等に関わらず、被災者からの申請に応じて被害状況を調査し、罹災証明書を交付するよう要請している。

#### エ 罹災証明書の証明事項

罹災証明は市町村の自治事務であるため、罹災証明の証明事項及び罹災証明書の様式は統一されていないが、記載内容は概ね一致している。

ただし、罹災証明書が被災者生活再建支援金の支給や住宅の応急修理といった住宅被害に着目した被災者支援措置の適用に多く活用されていることから、災害対策基本法第90条の2により住家被害は必須の証明事項とされている。住家被害の証明に当たっては、市町村が被害調査を行った上で、全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊等の被害区分を罹災証明書に記載する。

一方、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等については、法律上必ずしも証明事項とすることが求められておらず、それらの事項を罹災証明の証明事項とするか否かは市町村の任意とされている。

#### オ 被害調査の基準、方法等

罹災証明書の交付と同じく、罹災証明の前提となる住家等の被害調査に関する事務は、市町村の自治事務である。

ただし、住家の被害認定基準に関しては、内閣府から、表-4のとおり、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号）が示されている。

表－４

災害の被害認定基準

被害種類	認定基準
住家全壊 (全焼・全流失)	住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。
住家半壊 (半焼)	住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもとする。

(注) 本表は、災害の被害認定基準の抜粋である。

また、市町村が、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、具体的な調査方法や判定方法を定めた「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」(平成25年6月内閣府(防災担当)改正)が内閣府から示されている。

被害調査は、基本的に、外観目視により建物被害を認定する第1次調査、その認定に対して再調査依頼があった場合に建物内部に立ち入る第2次調査、さらに再調査依頼があった場合に行われる再調査がある。

被害認定は、通常、屋根、柱といった家屋の各部位の損害割合を積み上げて行われる。

## カ 罹災証明書の発行状況

### ① 復興庁によるアンケート結果

復興庁は、平成25年8月7日から9日にかけて、青森、岩手、宮城、福島及び茨城の各県において、住まいの復興給付金制度についての市町村向け説明会を行っており、出席した市町村に対し、同年9月時点での罹災証明書の発行に関するアンケートを行っている。アンケート結果は、表－5のとおりである。

表－５

復興庁によるアンケート結果

(単位：市町村)

都道府県	回答のあった市町村数 (a)	新規発行を行っている市町村数		再発行を行っている市町村数	
		(b)	割合 (b/a)	(c)	割合 (c/a)
青森県	4	2	50%	4	100%
岩手県	20	15	75.0%	18	90.0%
宮城県	22	6	27.3%	20	90.9%
福島県	18	15	83.3%	15	83.3%
茨城県	31	25	80.6%	29	93.5%
計	95	63	66.3%	86	90.5%

(注) 本表は、復興庁のアンケート結果による。

② 各市町村における罹災証明書の新規発行の状況

当局において、特定被災区域（原則として、東日本大震災に伴って災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用された市町村又は被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）が適用された市町村）に指定された 222 市町村（平成 24 年 2 月 22 日時点）の中から 30 市町村を抽出し、平成 26 年 6 月 30 日時点での東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行の状況を調査したところ、表－6 のとおり、罹災証明書の新規発行の受付を終了した市町村は 21 市町村あり、このうち、住まいの復興給付金の運用が始まった平成 26 年 4 月より前（平成 25 年度以前）に罹災証明書の新規発行の受付を終了していた市町村は 19 市町村あった。

表－6 調査対象市町村における罹災証明書の発行状況

（単位：市町村）

区分	市町村数（割合）	備考
新規発行している市町村	9（30.0%）	—
新規発行の受付を終了した市町村	21（70.0%）	（内訳） ① 平成 25 年度以前に受付を終了した市町村：19 ② 平成 26 年度内（6 月末まで）に受付を終了した市町村：2
計	30（100.0%）	—

（注）本表は、当局の調査結果による。

③ 新規発行している 9 市町村の状況

i) 全壊、半壊等も含め罹災証明書を新規発行している市町村（6 市村）

A 市、B 市、C 村、D 市、E 市及び F 市の 6 市村では、現在（平成 26 年 8 月）でも、全壊、半壊等も含む全ての東日本大震災に係る被害について罹災証明書の新規発行を行っている。

ii) 一部損壊の罹災証明書のみを新規発行している市町村（2 市）

G 市及び H 市では、全壊及び半壊に係る罹災証明書の新規発行の受付は終了したものの、申請者が撮影した被害状況が分かる写真により写真判定を行うなどして一部損壊の罹災証明書の新規発行を行っている。（発行理由等は「3 関係機関の意見」参照）

iii) 長期間の居住不能等の状態を新規発行している市町村（1 町）

I 町では、町全域が原子力災害により避難指示解除準備区域又は帰還困難区域に設定されており、住宅の被害状況について現地確認することができないため、地震被害については、長期間の居住不能・事業活動不能の状態であることの罹災証明書のみを新規発行している。

### 3 関係機関の意見

#### (1) 復興庁

- ① 住まいの復興給付金の申請において罹災証明書を添付書類としている理由  
罹災証明書を添付書類とした理由としては、
  - i) 被災したことを証明する書類として、各市町村が現地調査を行った上で発行する罹災証明書と同等の証明力を有する書類が存在しないこと
  - ii) 本給付金の制度設計段階で、他省庁等が所管する被災者支援の類似制度について分析・検討した結果、被災者生活再建支援金、災害復興住宅融資（独立行政法人住宅金融支援機構が実施）、被災自治体独自の補助制度など、いずれの制度においても罹災証明書が申請時の必要書類とされていたことにより、本給付金制度の添付書類としても罹災証明書が適切であると判断した。また、補修の場合は、住宅の罹災状況により給付単価が異なる制度設計にしているため、罹災状況を証明する資料の提出を受け、内容を確認することが必須であるため、この観点からも、罹災証明書の添付を求めたところである。
  
- ② 罹災証明書が添付されずに申請された場合の申請受付の可否  
住まいの復興給付金に係る申請は、郵送で受け付けることにしており、罹災証明書の添付がなくても、申請は受け付けている。罹災証明書の添付がない場合、住まいの復興給付金事務局から申請者に連絡し、罹災証明書の提出をお願いしている。その結果、罹災証明書の提出に至らなかった場合は、申請書に記載された内容の確認が取れないため、当該申請を承認することは困難と考えている。ただし、平成26年8月11日時点で罹災証明書の提出に至らなかった例はない。
  
- ③ 罹災証明書の添付がない場合でも住まいの復興給付金の支給を認める余地  
本制度は、被災した住宅の所有者の、復興まちづくりにかかる区域指定や宅地造成の時期など、外的な要因により被災者間で生じる負担の不均衡を避けるため、消費税負担の軽減を図ることを目的とした制度である。そのため、申請者が所有する住宅が東日本大震災により被災したことを何らかの形で示す必要があり、制度設計を行った検討の中で、添付書類として罹災証明書が必要であるとの結論に至ったものである。  
ただし、原子力災害による避難指示区域等内の住宅に居住する居住者からの申請については、市町村が当該住宅に対する現地調査等を行うことが困難であるため、罹災証明書が無くても、支給を認める例外的措置を講じているところである。  
しかし、上記以外の場合については、東日本大震災により被災したことや被災の程度を罹災証明書以外により証明することは困難と考えており、また、他の被災者支援制度における対応を踏まえた対応が必要と考えている。  
復興庁としては、今回相談があったことを踏まえ、まずは、既に罹災証明書の新規発行を終了した自治体に対し、新規発行の継続について働きかけることを考えている。



(2) 地方公共団体等

ア 新規発行の受付を終了した市（J市）

J市在住者から、住まいの復興給付金の申請のため、平成26年6月第2週に当市へ罹災証明書の発行を求められた。

しかし、当市では、災害発生から3年以上が経ち、因果関係が判定できないため、平成26年5月末で、罹災証明書の新規発行をやめていた。

ほとんどの助成で、被害が半壊以上を要件としているが、上記相談者は、自宅の被害が一部損壊であることから、これまで受けたい助成がなかったため、罹災証明書の発行を受けていなかった。

当市からも、住まいの復興給付金事務局に代替手段も含めて問い合わせたが、罹災証明書を添付しなければ受付できないとの説明であった。

イ 罹災証明書の新規発行を行っている市町村

(ア) 全て（全壊、半壊及び一部損壊）について新規発行している市町村

① A市

当市では、現在でも東日本大震災に係る罹災証明書の新規発行を行っている。

しかし、当市では、震災直後に建物調査を行い、被害状況を把握した上で、半壊以上の被災者へ罹災証明書の発行を直接呼びかけたため、今後、半壊以上の罹災証明書を新規発行するケースは想定しづらい。

一方、半壊に至らない被害については、全ての被害状況の把握が難しく、網羅されていない可能性もあることから、被害の状況を聞き取った上で現在でも新規発行を行っている。

② B市

当市では、原則として、現在でも全ての被害に係る罹災証明書の発行を行っている。

半壊以上の被害については、基本的に市が行った調査により被害は全て把握しており、市の調査対象であった住宅に係る申請であれば問題なく新規発行を行うことができるが、基本的には震災後すぐに必要な世帯からの申請は全て済んでいると認識している（空き家など居住実態のない住宅については未申請）。

仮に、市の調査対象となっていなかった住宅に係る申請があった場合には、本人から東日本大震災による被害の状況を聞き取りながら、内閣府の判定基準に基づき一部損壊と認められるものについて新規発行を行う。

また、不同沈下等により家屋に傾き等の被害があると認められ、一度も調査を行っていない場合については、調査の上、その結果に基づき新規発行を行う。

(イ) 一部損壊のみ新規発行している市町村

① G市

当市では、従前から、一部損壊については、申請者から提出された写真等の被害が確認できる資料に基づき判定を行い、罹災証明書を新規発行している。なお、被害が確認できる資料がない場合には、その旨、罹災証明願の備考欄に記載いただき、罹災証明書を新規発行している。

一方、全壊及び半壊に係る罹災証明書については、平成 24 年 6 月 29 日に家屋判定の受付を終了し、受付分は家屋判定を実施したが、それ以降は家屋判定を実施した罹災証明の新規発行を行っていない。なお、全壊及び半壊について写真判定を行っていない理由としては、半壊以上の被害状況については、外観だけでは分からない基礎部分の損壊を含め現場で家屋の損害状況を確認し、損害の割合を積み上げて全壊か半壊かの判定を行う必要がある、写真だけでは判断がつかないためである。

② H市

当市では、従前から一部損壊については、申請者から提出された写真に基づき写真判定を行い、罹災証明書を新規発行している。

一方、全壊及び半壊に係る罹災証明書については、東日本大震災との因果関係の判定を行うことが難しくなったため、平成 24 年 3 月 31 日に現地確認を終了するとともに、新規発行を終了した。なお、全壊及び半壊について写真判定を行っていない理由としては、現地確認が必須であるためである。

現在も一部損壊の罹災証明書の申請は継続的にあり、平成 26 年 4 月 1 日から現在（平成 26 年 9 月 18 日）までの一部損壊の罹災証明書の新規発行数は 51 件ある。

## (2) 育児休業法の対象となる子の要件の見直し（新規案件）

### 1 相談内容

#### ① 行政相談委員意見

労働者は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）により、子が1歳に到達するまでの間、育児休業の取得が認められている。

しかしながら、特別養子縁組で子を引き取りたいと希望している労働者夫婦の場合、特別養子縁組を成立させるための監護期間（6か月以上）については、戸籍法（昭和22年法律第224号）に基づき戸籍に記載されている子（いわゆる「法律上の子」）ではないため、育児・介護休業法による育児休業が取得できない。

この特別養子縁組で乳児を引き取りたいと希望している夫婦が共働きの場合、事業主が育児休業の取得を認めなければ、結果的に、夫婦のどちらかが養育のために仕事を辞めるか、特別養子縁組を諦めるかの選択を迫られることになるが、働く女性の子育てを社会全体で支援することが求められている昨今、このような制度については改正が望ましいと考える。

#### ② 行政相談事案

私たち夫婦は、実の親が養育することが困難な新生児について、特別養子縁組を成立させるために監護している。

この子の監護を始める前の平成26年1月、私は、会社に育児休業を申請したが、法律上の子ではないため、育児・介護休業法に基づく育児休業が認められなかった。また、会社には、法律上の子でない子に対する独自の育児休業制度がなかったことから、育児休業が認められなかった。

一方、私のように、法律上の子ではない特別養子縁組のための養育期間として子を監護している労働者に対しては、会社が育児休業を認めれば、育児休業中の労働者の給与補償である、雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく育児休業給付金が給付される。

このようなことから、特別養子縁組のための養育期間として、法律上の子でない子を監護している場合でも、育児休業法による育児休業を認めてほしい。

(注) 本件①は行政相談委員意見（愛知県）として提出があったもの、②は行政相談として中部管区行政評価局に申出があったもので、それぞれ別の案件である。

## 2 本件行政相談に関する補足説明

本件行政相談事案の夫婦は、児童相談所による家庭環境調査及び養育技術の研修を受け、知事から適切に児童を養育できるとして「養子縁組里親」の認定を受けている（注）ため、当該認定を行った愛知県では、監護している子を法律上の子と全く同じように養育できるとしているが、次のとおり、夫婦とも育児休業を取得できない。

（注） 養子縁組里親制度については、後述 3(1)及び(2)参照。

なお、養子にしようとした子は、生後 3 日の新生児であり、監護は平成 26 年 2 月 26 日から開始している。

- ・相談者（妻）40 歳台：正規雇用され A 事業所に勤務（週休 2 日。育児・介護休業法に基づかない事業所独自の育児休業制度はない。）
- ・配偶者（夫）40 歳台：正規雇用され B 事業所に勤務（週休 2 日。育児・介護休業法に基づかない事業所独自の育児休業制度はない。）

## 3 制度の概要

### (1) 特別養子縁組制度

特別養子縁組とは、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 7 により、原則として 6 歳未満の児童の監護が著しく困難または不適當であるとき、当該児童の福祉のために当該児童とその実親側との法律上の親族関係を消滅させ、実の親子関係に準じる安定した法律上の親子関係を成立させる縁組制度である。

この特別養子縁組の成立は、特別養子縁組により養親になることを希望する者（以下「特別養子縁組希望者」という。）が家庭裁判所に請求し、家庭裁判所が養親となる者が養子となる子を 6 か月以上監護していることを考慮した上で審判により認められて成立することとされている。この審判で特別養子縁組が認められた後、戸籍法第 63 条、第 66 条及び第 68 条の 2 の規定により、養子となる子は、養親となる者の戸籍に記載され、いわゆる法律上の親子関係が生じることとなる。

なお、特別養子縁組の要件は、次の全てに該当することとされている。

- ① 原則として婚姻をしている 25 歳以上の夫婦がともに養親となること（民法第 817 条の 3、民法第 817 条の 4）
- ② 養子となる子が原則 6 歳未満であること（民法第 817 条の 5）
- ③ 審判時に法律上の父母の同意を要すること（民法第 817 条の 6）
- ④ 父母等による監護が著しく困難又は不適當等、特別の事情がある場合で、子の利益のため特に必要があると認められること（民法第 817 条の 7）

### (2) 特別養子縁組希望者への養子のあっせん（児童福祉法又は社会福祉法）

特別養子縁組希望者に養子となる子があっせんされるには、①児童相談所のあっせんによる場合、②社会福祉法人のあっせんによる場合、③それらのあっせんを経ない場合（医療機関等による紹介）の 3 種類がある。

このうち、①の児童相談所のあっせんによる場合には、特別養子縁組希望者等は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、知事等に養子

縁組里親の申請を行い、その認定を受けなければならないこととされている。

この養子縁組里親の認定要件は、「児童の養育についての理解及び熱意並びに児童に対する豊かな愛情を有していること」及び「経済的に困窮していないこと」等が要件とされており、知事等は、①養子縁組里親希望者の家庭に児童福祉司等を派遣し、十分な調査を行った上で認定することとされているほか、②養子縁組里親希望者に養育の本質及び目的等に関する科目並びに養育実習を内容とする養育里親研修に準じた研修を必要に応じ、行うこととされている（「里親制度の運営について」（平成14年9月5日付け雇児発第0905002号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。

また、民間の者が反復継続して養子縁組のあっせんを行う場合、当該行為は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項第2号に規定する第2種社会福祉事業に該当するため、同法第69条第1項の規定により、第2種社会福祉事業に係る届出を行わなければならないこととされている。

この届出により、養子縁組あっせん事業を行う者に対し、知事等は、①養子縁組希望者への研修方法及び②養子縁組希望者への調査方法（経済状況及び家庭環境等）等を記載した業務方法書を作成させ、当該業務方法書に基づいて、養子縁組あっせん事業を行うよう指導することとされている（養子縁組あっせん事業の指導について」（平成26年5月1日付け雇児発0501第3号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知））。

### (3) 育児・介護休業（育児・介護休業法）

育児・介護休業法は、育児又は家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するためのもので、労働者は、育児・介護休業法第5条第1項に基づき、その養育する1歳に満たない子について、その事業主に申し出ることにより、1歳に到達するまでの間、育児休業をすることができることとされ、同法第6条第1項に基づき、事業主は、労働者からの育児休業の申出があったときは、当該申出を拒むことができないとされている。

このように育児・介護休業法においては、労働者から育児又は介護の申請があった場合、雇用関係を継続したまま、一定期間の休暇を与えることが使用者に義務付けられている。

労働者が育児休業を取得した場合、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第81条の2及び健康保険法（大正11年法律第70号）第159条の規定により、育児休業を取得した労働者及び事業者の保険料が免除されることとされている。

また、労働保険料については、毎月の賃金総額に一定の料率を乗じた額が保険料となることから、賃金が支払われない育児休業の場合には、保険料は免除されることになり、免除された期間は、保険料拠出を行った期間と同様に取り扱うこととされている。

### (4) 育児休業給付金（雇用保険法）

雇用保険の被保険者（注1）である労働者が1歳未満の子を養育するために育児休業

を取得した場合、育児休業後の雇用継続及び育児休業中の所得補償を目的として、当該労働者に対し、雇用保険法第61条の4により、育児休業開始前賃金に一定の割合(以下「給付率」という。)(注2)を乗じた額を育児休業給付金として給付することとされている。

- (注) 1 雇用保険法第5条及び同法第6条に基づき、①一週間の所定労働時間が20時間未満の者、  
②同一の事業主の事業場に継続して31日以上雇用されることが見込まれない者などを除いた原則全ての事業所に雇用される労働者が雇用保険の被保険者となる。  
2 給付率は、平成25年度末までは50%で、平成26年度からは、育児休業開始日から6月の間は67%となっている。

また、後述のとおり、「雇用保険に関する業務取扱要領」により、労働者が特別養子縁組により養子にするために監護する子も法律上の親子関係に準じることとされており、育児・介護休業法以外の育児休業をであっても、企業が就業規則等で認めていれば、育児休業給付金が給付されることとなっている。

#### 4 各種法令における「養育」、「監護」及び「子」の意味

##### (1) 取扱いの実態

本件申出に関連する法令において示されている養育、監護及び子の意味は、表-1のとおりで、特別養子縁組を成立させるための監護と育児・介護休業法における養育とは同じ意味であるとされている。

- ① 民法における特別養子縁組を成立させるための監護とは、養育と同じである(法務省説明)。
- ② 一般の養子縁組では、監護期間を経ることなく、任意に育児休業を取得することができるが、特別養子縁組では、監護期間を経なければ育児休業を取得できない。
- ③ 育児・介護休業法における養育とは、民法上の監護と同じであるとされている。  
しかしながら、育児介護休業法第2条第1号の規定にある子とは、法律上の子に限るとされているため、特別養子縁組を成立させるために監護している子のための育児休業は認められていない(「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の施行について」(平成21年12月28日付け職発1228第4号雇児発1228第2号厚生労働省職業安定局長・雇用均等・児童家庭局長通知)。
- ④ 育児・介護休業法において、介護休業にあつては、法律上関係がない配偶者(事実上の婚姻関係)を介護する場合には介護休業が認められており、配偶者には法律上の親族関係を必要としていない。
- ⑤ 雇用保険法では、「雇用保険に関する業務取扱要領」により、労働者が、特別養子縁組により養子にするために監護する子も法律上の親子関係に準じることとされている。
- ⑥ 家庭等における生活の安定に寄与及び児童の健やかな成長を目的に支給される児童手当については、児童手当法第4条第1項第3号により、法律上の親子関係がない場合でも、監護していれば給付されることとなっている。

表－1 各種法令における成立要件等

区 分	左欄の法令の目的	法令で示されている成立要件等	具体的内容（所管機関による説明及び通知等の内容）
特別養子縁組（民法）	児童の監護が著しく困難または不相当であるとき、当該児童の福祉のため、法律上の親子関係を消滅させた上で別の家庭で養育する。	6か月以上監護していることを要件として、家庭裁判所の審判が必要である。	監護とは、養親となる者が養子となる者を自ら養育し、保護することをいう。 また、子を養育することと同意である。 なお、民法第820条では、「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」とされている。
養子縁組（民法）	法律上の親子関係がない人の間に法律上の親子関係をつくる。	当事者間の契約により成立し、養子にする者が未成年の場合、家庭裁判所による許可が必要である。	未成年者を養子にする場合、家庭裁判所が許可した場合、法律上の親子関係が生じることとなる。
育児休業（育児・介護休業法）	子の養育を行う労働者等の雇用の継続を図ることを目的とする休業	1歳に満たない子を養育するための休業（育児・介護休業法第2条第1号及び第5条第1項）	子とは、労働者と法律上の親子関係がある意である。 養育とは、同居し監護するとの意であり、監護とは民法第820条に規定する監護と同義である。 休業とは、労働契約関係が存続したまま労働者の労務提供義務が消滅することをいい、民法第536条により、休業期間中の事業主の賃金支払義務は消滅する。
介護休業（育児・介護休業法）	家族の介護を行う労働者等の雇用の継続を図ることを目的とする休業	要介護状態にある対象家族を介護するための休業（育児・介護休業法第2条第4号及び第11条）	要介護状態とは、常時介護を必要とする状態をいう。 対象家族とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）をいい、内縁関係を含む。
育児休業給付金（雇用保険法）	育児休業後の雇用継続及び育児休業中の所得保障を目的とする。	被保険者が1歳に満たない子を養育するために休業した場合（雇用保険法第61条の4）	子とは、法律上の親子関係に基づく子をいう。また、特別養子縁組を成立させるための監護を受けているものも、それに準じる。 休業とは、被保険者からの申出に基づき事業主が取得を認めたものである。
児童手当（児童手当法）	家庭等における生活の安定に寄与すること及び児童の健全な成長を目的とする。	父母等又は父母指定者のいずれにも監護されず又はこれらと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者であつて、日本国内に住所を有するもの（児童手当法4条第3号）	児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有するものである。 監護とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていることと社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいう。 生計を維持するとは、生計費（児童養育費）の概ね大半を支出している関係をいう。

（注）本表は、関係法令及び厚生労働省の通知等に基づき、当局が作成した。

## (2) 取扱い理由等

### ア 雇用保険法（職業安定局雇用保険課）

従来、雇用保険の育児休業給付金は、特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者について、法律上の親子関係ではないため、支給を行っていなかったところであるが、当該取扱いにより、育児休業給付の不支給処分を受けた者が行った雇用保険法第 69 条の規定に基づく労働保険審査会に対する再審査請求の裁決（平成 25 年雇第 20 号（裁決日：平成 25 年 12 月 24 日））において、特別養子縁組を成立させるための監護期間に関する育児休業給付金の取扱いについて、「法第 61 条の 4 及び民法の趣旨に照らして総合的に判断すると、育児休業給付金が、法律上の親子関係の成立を前提としているとしても、特別養子縁組の試験養育期間については、特例として支給の対象として取り扱うことが妥当であると判断する」とされた。

このため、同裁決及び上記雇用保険制度の育児休業給付金の趣旨及び公的保険制度の性質を踏まえ、平成 25 年 12 月 27 日付け職発 1227 第 4 号において、雇用保険業務に関する業務取扱要領について、「雇用継続給付関係（育児休業給付）」において、「特別養子縁組を成立させるための監護を受けている者についても、法律上の親子関係に基づく子に準じて取り扱うこと」等一部改正を行ったところである。

### イ 育児・介護休業法（厚生労働省雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課）

育児・介護休業法上の休業は、労働者が申出を行えば、事業主の許諾無しに休業できる強い権利であることから、労働者の福祉と事業主の負担との調和を図った結果、法律上の親子についてのみ対象としており、当該範囲については法律上明記すべきものと考えている。

## 5 実績

### (1) 特別養子縁組

平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間の特別養子縁組の審判実績は、表 1-2 のとおり、①審判により認容された件数は、20 年度の 309 件から 24 年度には 339 件（109.7%）に増加している。また、却下された件数は、平成 20 年度が 19 件（審判に係る実績に対し 4.8%）、24 年度が 16 件（審判に係る実績に対し 3.9%）となっている。



表－2 特別養子縁組の審判に係る実績（平成20～24年度）

（単位：件、％）

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
認容	309 (100.0)	327 (105.8)	326 (105.5)	374 (121.0)	339 (109.7)
却下	19 (100.0)	19 (100.0)	21 (110.5)	18 (94.7)	16 (84.2)
取下げ	66 (100.0)	66 (100.0)	68 (103.0)	72 (109.1)	59 (89.4)
計	394 (100.0)	412 (104.6)	415 (105.3)	464 (117.8)	414 (105.1)

（注）1 当局が司法統計の「家事審判事件の受理，既済，未済手続別事別件数」から作成した。

2 却下には、①実父母の同意がないこと、②養子縁組済みで既に実子と変わりなく養育されていることを理由に却下された事例がある。

## （2）育児休業給付金の給付実績等

育児休業給付金の給付実績は、表－3のとおり、平成24年度の場合、受給人数が約24万人、給付総額が約2,567億円となっている。

また、この実績をもとに、特別養子縁組が認容された件数を受給人数と仮定して、特別養子縁組を成立させるための監護について育児休業給付金が認められた場合の給付額を試算すると、平成24年度の場合には約3億7,000万円となる。

表－3 育児休業給付金の給付実績等

区 分	平成20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
受給人数 A (人)	166,661	183,542	206,036	224,834	237,383
給付総額 B (百万円)	151,192	171,154	230,431	263,112	256,676
特別養子縁組件数 C (件)	309	327	326	374	339
特別養子縁組をした養親への育児休業給付金額の試算 $B/A \times C$ (百万円)	280	305	365	438	367

（注）本表は、当局が作成した。

## 6 関係機関の意見

### （1）厚生労働省（雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課）

本件同様の相談もあり、また、育児・介護休業法については、平成21年改正法（平成22年6月30日施行）附則において、27年以降の検討規定が設けられているところであり、当該法改正の検討の際に、他の事実上の親子関係にある子の取扱いも含め、検討していく予定である。

## (2) 愛知県

- ① 児童相談所では、あらかじめ（特別）養子縁組希望者（養親）となる者に対し、要保護児童の養育についての理解、経済状況及び家庭環境等の調査を行った上で適切に養育できると認められた者に対してのみ養子縁組を前提とした里親として認定し、当該者に対し、（特別）養子縁組を前提したあっせんすることとしている。

また、あっせん事業者においても、特別養子縁組希望者（養親）に対し、児童相談所に準じた調査及び研修を行うこととされている。

このような調査及び研修により、特別養子縁組希望者（養親）となる者は、実の親と同等以上の養育能力があり、実際の監護においては、法律上の子と全く変わらずに養育されている。

なお、養子縁組を前提とした里親に対しては、研修は義務付けられていないが、児童相談所では、養育里親に準じて、研修等により養育技術の向上を図っている。

- ② 要保護児童が増加する中、国においては、当該児童が家庭で健やかに育てられるような対策が重要であると考えている。特に、特別養子の対象となるような実の親に育てられない子を家庭で健やかに育てるためには、特別養子縁組制度は重要な対策のひとつであると考えている。
- ③ 実の親に育てられない0歳児の子が、特別養子縁組により養親になろうとする者に監護されている場合、その監護する者が、24時間接することになれば、当該子においては、監護する者との間に、より愛着関係を構築することができるようになると考えている。
- ④ 養親になる者が労働者である場合、当該者が育児休業を取得することができれば、養子にする子を監護するために、職業生活を諦めざるを得ないといった事態を回避でき、職業生活と家庭生活との両立を図ることができる。
- ⑤ 以上の点を踏まえ、特別養子縁組制度により養子にする子を監護する者に対し、育児・介護休業法に基づく育児休業制度を導入することが望ましい。

## (3) 一般社団法人全国養子縁組団体協議会

- ① 児童相談所及びあっせん事業者からあっせんを受ける特別養子縁組希望者となる者の監護又は養育能力は、当該希望者への調査、審査及び研修を修了して監護に至っており、養育能力は十分にあり、実子の養育と同様に保護監督できる。
- ② 児童相談所及びあっせん事業者では、子にとって、他の誰よりもその特別養子縁組希望者の下で監護されることが子の利益になると判断した場合に監護を委託している。従って、同等以上の養育が行われている。
- ③ 親による監護が得られない又は不適切である場合、子にとって、「安定的で継続的な（パーマネンシー）監護を受けられることが最も望ましく、養子縁組が検討されるべきであると「子どもの権利条約」にあり、我が国でもそれに基づいて児童の福祉に取り組んでいるところである。

特別養子縁組は、家庭裁判所の審判を経て、親子関係が創設され、また親側の事情で離縁することができない（安定性が保証される）、子どもにとってかけがえのな

い制度である。従って、特別養子縁組は、児童福祉制度として推進する必要がある。

- ④ 養子にする子は、出生してから養親希望者に委託されるまでの間、乳児院で集団養育を受けていたり、実親が十分に養育できず、特定の監護者による安定的で継続的な養育を受けられずに、精神的に安定した関係を構築ができていない場合が少なくない。したがって、養子となる乳幼児の養親になろうとする者が24時間監護できることが望ましい。
- ⑤ 特別養子縁組希望者は出産を経ていないため産前・産後休業がない。労働者が養子にする子のために養育環境を整え、良好な親子関係構築するためには、育児休業など一定期間の休業が必要である。
- ⑥ 育児休業が認められれば、特別養子縁組は更に普及することができる。そのような観点からも、国として対策が求められているのではないかと考える。
- ⑦ 試験養育期間として子を監護する者は、児童福祉法第30条に基づき児童相談所に届出を行っており、当該届出をもって、育児休業の対象とすることが望ましい。
- ⑧ なお、養子縁組を目的としない「養育里親」についても、休業して一定期間子どもの養育に専念することができれば、子どもの安定にも、親の養育環境にも、親子の関係性構築にも、また社会的養護を担う里親の拡大にも貢献できることから、養育里親についても、里親が希望すれば育児休業を取得できることを求めたい。

### (3) 軽自動車税の減免に係る申請期限の見直し（継続案件）

#### 1 相談内容

市町村税である軽自動車税は身体障害者等に対して減免できるとされており、多くの市町村は、減免申請の期限を納期限（5月31日）の7日前までとしている。

一方、県税である自動車税も身体障害者等に対して減免できるとされており、都道府県の多くでは、納期限（5月31日）までに減免申請を行えばよいと聞いている。

多くの市町村が軽自動車税の減免申請の期限を納期限の7日前と規定しているのは、総務省が発出している「市（町・村）税条例（例）」（昭和29年5月14日付け自乙市発第20号。以下「税条例（例）」という。）の中で軽自動車税の減免を受けようとする身体障害者等は納期限の7日前までに申請手続を行うことが例示されていることが大きく影響していると思われる。

自動車税は月割りでの還付が認められる場合があるのに対し、軽自動車税は月割りでの還付が認められていないことを考慮すると、軽自動車税の減免申請については、せめてその期限を納期限（5月31日）までとする措置を普及・拡大してもらいたい。

※ 本件は行政相談委員意見として提出されたものである。

#### 2 第94回会議（平成26年7月1日）での議論の概要

- (1) 市町村における減免申請の審査では難しい判断は要さず、あまり時間がかからないのではないか。そのため、減免申請期限は納期限まででいいのではないか。
- (2) 余裕をもって納税通知書を送れということが言えるのではないかと。しかし、納税通知書を遅くとも10日前までに交付するという事は法定事項であり簡単には変えられない。ただし、市町村が運用で納税通知書の交付時期をもっと早く設定しているのであれば、制度として再考する余地や、条例で交付時期を早められるということを経済省が技術的助言等で周知する余地があるのではないかと。
- (3) 実際に、減免申請期限の設定や納税通知書の交付時期について市町村のケースを調べて、現実に市町村が税条例（例）等と異なる運用をしているというケースを、経済省自治税務局を通じて各市町村に示すことは可能ではないかと。
- (4) 納税通知書が交付される前にも減免申請はできるのか。
- (5) 上記の論点について市町村の状況について調べる事。

#### 3 確認結果

##### (1) 軽自動車税に係る減免申請の審査

市町村における身体障害者等からの軽自動車税に係る減免申請（以下、減免申請を行う身体障害者等を「申請者」という。）の審査で、職員が確認する書類及び項目は、次のとおりである。

ア 申請者に提出させ市町村が確認する書類

- ① 軽自動車税課税免除申請書

- ② 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ③ 住民票
- ④ 運転免許証
- ⑤ 自動車検査証（軽自動車及び二輪の小型自動車）
- ⑥ 納税通知書

イ 確認項目

- ① 減免を受ける者の氏名及び住所
- ② 減免を受ける者が身体障害者等と生計を一にする者である場合には、当該身体障害者等との関係
- ③ 身体障害者等の氏名、住所及び年齢
- ④ 軽自動車等を運転する者の氏名及び住所並びに身体障害者等との関係
- ⑤ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の番号、交付年月日、障害名及び障害の程度
- ⑥ 自動車税の減免適用状況
- ⑦ 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許証の書類及び条件が附されている場合にはその条件
- ⑧ 軽自動車等の車両番号、主たる定置場、種別、用途及び使用目的

(2) 軽自動車税に係る納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間

ア 各市町村における納税通知書の発送時期

40 市町村を抽出し、平成 26 年度における納税通知書の発送日及び減免申請期限について確認したところ、表－1 のとおり、納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間が 10 日以内となっている市町村が 4 市町村あった。このうち、最短のもので 6 日（1 市）となっていた。

表－1 各市町村における納税通知書の発送時期

(単位：市町村)

納税通知書の発送日から 減免申請期限までの期間	減免申請期限				計
	4月23日	5月23日	5月26日	6月2日以降	
5日以内	0	0	0	0	0
6日以上10日以内	4	0	0	0	4
11日以上15日以内	6	0	8	0	14
16日以上20日以内	0	0	10	0	10
21日以上25日以内	0	1	7	1	9
26日以上30日以内	0	0	2	0	2
31日以上	0	0	0	1	1
計	10	1	27	2	40

(注) 本表は、当局の調査結果による。

イ 納税通知書の発送日から減免申請期限までが6日となっている市町村の意見

当市では、軽自動車税に係る納税通知書を例年4月17日頃に発送しており、平成26年度も4月17日に発送した。また、軽自動車税に係る納期限は4月30日であり、減免申請期限は4月23日（納期限前7日まで）となっている。

軽自動車税の賦課期日は4月1日であり、それ以降に納税通知書の作成や発送に係る事務を行うこととなるため、納税通知書の発送時期を今よりも早めることは厳しい。しかしながら、減免申請を行う者に配慮し、前年度に減免申請があった者については、4月1日に納税通知書を送付している。

(3) 軽自動車税に係る納税通知書発送前の減免申請の受付状況

ア 各市町村における納税通知書発送前の減免申請の受付状況

20市町村を抽出し、軽自動車税に係る納税通知書発送前の減免申請の受付状況を聴取したところ、表-2のとおり、減免申請を受け付けている市町村が13市町村（65%）あった。なお、納税通知書の発送日から減免申請期限までの期間が10日以内となっている3市町村における納税通知書発送前の減免申請の受付状況をみると、2市町村（6日、8日）が減免申請を受け付けている一方、1市町村（9日）が減免申請を受け付けていなかった。

表-2 納税通知書発送前の減免申請の受付状況

(単位：市町村)

納税通知書の発送日から 減免申請期限までの期間	減免申請の受付状況				計 (c)
	受け付けている		受け付けていない		
	(a)	割合(a/c)	(b)	割合(b/c)	
6日以上10日以内	2	66.7%	1	33.3%	3
11日以上15日以内	5	71.4%	2	28.6%	7
16日以上20日以内	5	83.3%	1	16.7%	6
21日以上25日以内	1	50.0%	1	50.0%	2
26日以上30日以内	0	0%	2	100.0%	2
計	13	65.0%	7	35.0%	20

(注) 本表は、当局の調査結果による。

イ 納税通知書発送前の減免申請受付に対する市町村の主な意見

(ア) 減免申請を受け付けている市町村

- ① 当市では、例年4月1日から減免申請を受け付けている。
- ② 前年度の2月や3月にも申請される方がいるが受け付けており、軽自動車税の賦課期日である4月1日時点で廃車や要件変更がないか否かを確認している。
- ③ 申請書類をお預かりし、納税通知書発送後に処理を行う。そのため、申請

者に改めて来所いただくことを要しない。

(イ) 減免申請を受け付けていない市町村

減免申請に当たり納税通知書を添付することとなっているため、納税通知書の発送前に減免申請があった場合には、納税通知書の発送後に改めて申請いただくようお願いしている。

(4) 軽自動車税に係る減免申請期限を徒過した後の減免申請の受付状況

ア 減免申請期限徒過後の減免申請の受付状況

20 市町村を抽出し、軽自動車税に係る減免申請期限を徒過した後の減免申請の受付状況を聴取したところ、表－3 のとおり、減免申請を受け付けている市町村が 13 市町村（65%）あった。

表－3 減免申請期限徒過後の減免申請の受付状況

(単位：市町村)

減免申請期限	減免申請の受付状況				計 (d)
	受け付けている		受け付けていない		
	(a)	割合(a/d)		割合(c/d)	
4月23日	6	85.7%	1	14.3%	7
5月26日	7	53.8%	6	46.2%	13
計	13	65.0%	7	35.0%	20

(注) 本表は、当局の調査結果による。

イ 減免申請を徒過した後の減免申請受付に対する市町村の主な意見

(ア) 減免申請を（一部）受け付けている市町村

- ① 実務上、柔軟に対応し、申請期限を過ぎての減免申請も認めている。
- ② 基本的に申請を認めていないが、当市の説明不足で申請者が申請期限を誤認したというような場合であれば受付を認める余地はある。
- ③ 申請が過ぎた理由を文書で提出させ、その理由が妥当であると認められれば申請を受け付ける。
- ④ 新規申請かつ納期限までの申請であれば受け付けている。
- ⑤ 期限を過ぎて申請した者に対しては、来年度は期限内に申請いただくよう注意した上で申請を受け付けている。ただし、納期限を過ぎての申請は認めない。

(イ) 減免申請を受け付けていない市町村

期限を守って申請をされる方がいるので、公平を図るために期限を過ぎての申請は一切認めていない。

## 4 関係機関の意見

### (1) 減免申請期限を納期限まで延長することに対する市町村の意見

18 市町村を抽出し、減免申請期限を納期限まで延長した場合の支障の有無について意見を聴取したところ、8 市町村（44.4%）では特段の支障はないとしている一方、10 市町村（55.6%）では支障があるとしている。

市町村の主な意見は次のとおりである。

#### ア 減免申請期限を納期限まで延長しても支障はないとする市町村の意見

- ① 減免申請を受けた際に、申請書の記載内容及び身体障害者手帳等の添付資料について確認し、減免申請の適否を判断している。そして、減免が認められない場合は、その場で申請者に説明をしている。そのため、仮に減免申請期限が納期限まで延長され、減免申請期限の最終日に申請があり、減免が認められなかったとしても、納期限までに納税いただくことは可能であると考えます。（複数市町村で同趣旨の意見あり）
- ② 件数が少ないことから、申請者へ個別に督促して減免申請期限までに申請させることができるため、特に支障はない。
- ③ 減免申請者が、自動車から軽自動車に乗り換えた場合に減免申請期限を混同してしまうおそれがあるため、（申請者が居住する都道府県における自動車税の減免申請期限が納期限であった場合、）軽自動車税の減免申請期限について納期限とすることは結構だと思う。

#### イ 減免申請期限を納期限まで延長した場合に支障があるとする市町村の意見

- ① 支所、出張所等での申請も認めており、支所、出張所等での申請受付後、本庁に申請書類を送付し、本庁の担当課において、減免の可否について審査を行う必要があり、申請書類の郵送に早くとも1日は時間を要する。
- ② 申請受付後、役場内において申請書の記載内容や添付資料に不備がないかを確認した上で市町村長等の決裁をとり、申請者に対して決定通知書又は却下通知書を送付している。申請書を受け付けてから通知書を申請者に交付するまでに数日から1週間を要するため、減免申請期限を納期限まで延長することは困難である。（複数市町村で同趣旨の意見あり）
- ③ 口座振替で納税している者については、納期限に軽自動車税の引き落としを行うこととしており、金融機関に対しては納期限5日前に口座引き落としの依頼を行っている。そのため納期限前5日以降に減免申請があった場合、申請者への還付処理を行うことが必要となる。手数料を申請者に負担いただく必要はないが、還付処理に係る事務が増えることが一つの支障である。（複数市町村で同趣旨の意見あり）
- ④ 申請漏れを防ぐためには申請期限を延長することよりも周知徹底することの方が必要であると考えます。当村では、継続して減免申請をしている者に対しては早めに減免申請書を送付し、申請漏れを防ぐようにしている。



(2) その他の意見（他の市町村税に係る減免申請期限との関係について）

固定資産税及び住民税についても減免申請期限は納期限前7日までとなっているが、それぞれ独立に事務を行っているため、軽自動車税のみ減免申請期限を延長したとしても、事務上は特段の問題はないと考える。

また、各税目における減免の要件はそれぞれ異なっており（固定資産税は火事等による災害、住民税は失業等による所得減）、同一の者が複数の税目に係る減免申請を行うことは想定し難い。そのため、軽自動車税のみ減免申請期限を延長したとしても、申請者において混乱は生じないと考える。

## (4) 児童扶養手当に係る申請を行う際の、扶養親族等の人数の認定 (継続案件)

### 1 相談内容

児童扶養手当は、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第1項において、受給資格者の前年の所得（1月から6月までの間に請求する場合は、前々年）及び前年の12月31日時点で生計を維持していた所得税法上の扶養親族等（控除対象配偶者及び扶養親族）の人数に応じた所得制限限度額に基づき、支給額の一部又は全部が支給されないこととなっている。

夫婦間に子どもがいる場合、父親が扶養者（注2）となっている家庭が多いと思われるが、離婚に際して母親が扶養者となった場合、申請時点で所得税法上の扶養親族等がいる場合についても、前年12月31日時点での扶養親族等の有無や人数が反映されることから、所得税法上の扶養親族等の人数は0人とみなされ、19万円以上の所得がある場合、同手当の一部又は全部が支給されないこととなる。

離婚直後は生活が激変するため、出費が多くなることが想定されるにもかかわらず、扶養親族等の人数は0人とされ、実際の扶養親族等の人数が反映されず、所得制限限度額が低く設定されることに疑問がある。

扶養親族等の人数の認定について、請求時を基準にするようにしてほしい。

(注) 1 本件は行政相談委員意見（福井県）として提出があったものである。

2 「扶養者」とは、「所得税法上の扶養控除等を受けている者」を指す。

### 2 第94回会議（平成26年7月1日）での議論の概要

- (1) 現在扶養している児童の手当を請求するのだから現況の扶養親族等の人数を用いることはおかしいことではない。
- (2) 他の制度では前年の扶養親族等の人数を用いているかもしれないが、離婚等により児童を扶養することになった経済的困窮者を救済するという児童扶養手当の趣旨・目的は他の制度とは異なるものであるため、扶養親族等の人数を現況で計算し、所得税法上の扶養親族等の人数が確定した時点で、扶養親族等の人数に変更があった受給者について調整する仕組みにしてはどうか。
- (3) 受給資格の発生時点により期間の長短はあるが、現在の取扱いは1年間我慢して待ってくださいという話であり、家庭環境が変わって本当に困っているという状況で1年待ってくれというのは現実とかけ離れておりおかしい。
- (4) 基本的には現状に合わせ、現状を救済しなければならない。必要があれば法律を改正すべきではないか。この方向で検討できないか押してみても、その上で判断したい。

### 3 現在の取扱いと当省の考え方

#### (1) 現在の取扱い

- ① 申請者（母）が扶養する児童を戸籍謄本、住民票等により確認し、支給金額の基準となる児童の人数を決定

→ 本件では2人

- ② 全部支給、一部支給及び支給停止となる所得制限額は、母の税法上の扶養親族等の人数により異なるため、母の前年末（1～6月に申請する場合は前々年末）の扶養親族等（児童以外に両親等を扶養している場合はその者も含む）の人数を確認（表－1①）

→ 本件では扶養親族等の人数は0人

- ③ 母の税法上の前年（1月～6月に申請する場合は前々年）の所得を確認し、全部支給、一部支給及び支給停止のうち、いずれに該当するかを決定（表－1②）

→ 本件では一部支給

表－1 全部支給、一部支給及び支給停止となる扶養親族等の人数ごとの所得額

扶養親族等の人数	② 全部支給	一部支給	支給停止
① 0人	190,000円 未満	1,920,000円 未満	1,920,000円 以上
1人	570,000円 //	2,300,000円 //	2,300,000円 //
2人	950,000円 //	2,680,000円 //	2,680,000円 //
3人以上	扶養親族等1人につき、380,000円ずつ加算される。		

(2) 厚生労働省に示した当省の考え方（当初案）

(ア) 申請時（現況）の扶養親族等の人数を用いる場合

- ① 母が扶養する児童を戸籍謄本、住民票等により確認し、支給金額の基準となる児童の人数を決定【上記(1)と同じ】

→ 本件では2人

- ② 税法上の扶養親族等の人数は、被扶養者（子、両親等）の年間所得確定後（翌年の5月頃）、当該年間所得が一定以下であった場合に当該年について扶養者の扶養親族等であったと認定されるものであり、申請時点では申請年（現況）の母の扶養親族等の人数は確定していない。このため申請時点で母の被扶養者の申請年の年間所得を推計し、推計所得が一定以下である場合に扶養親族等の人数として推定

→ 本件では扶養親族等の推定人数は2人

- ③ 母の税法上の前年（1月～6月に申請する場合は前々年）の所得を確認し、全部支給、一部支給及び支給停止のうち、いずれに該当するかを決定

→ 本件では全額支給

なお、所得確定により確定した扶養親族等の人数が推定人数と異なり、支給金額に変更が生じた場合、追加支給又は返還請求を行う必要あり

(イ) 扶養親族等数及び所得を現況でみる場合

- ① 母が扶養する児童を戸籍謄本、住民票等により確認し、支給金額の基準となる児童の人数を決定【上記(1)及び(ア)と同じ】

→ 本件では2人

- ② 申請時点で被扶養者の申請年の年間所得を推計し、推計所得が一定以下である場合に扶養親族等の人数として推定【上記(ア)と同じ】  
→ 本件では扶養親族等の推定人数は2人
- ③ 上記②の母の被扶養者の申請年の年間所得の推計と同様に、母の申請年の年間所得を推計し、全部支給、一部支給及び支給停止のうち、いずれに該当するかを決定  
→ 本件では一部支給
- なお、上記(ア)と同様に支給金額に変更が生じた場合、追加支給又は返還請求を行う必要がある。

(ウ) 上記(ア)及び(イ)に対する厚生労働省の意見

- ① 児童扶養手当は、離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童の数に応じて手当額が算定されるが、当該児童を監護又は養育する者（以下「受給資格者」という。）に一定の所得がある場合には、手当額の全部又は一部を支給しないこととしており、さらに受給資格者の配偶者又は民法上の扶養義務者で、受給資格者と生計を同じくする者に一定の所得がある場合には手当を支給しないこととする、いわゆる「所得制限」が設けられている。
- ② この所得制限の認定には、所得額や扶養親族等の該当の有無を確定させることが必要となるが、これらの事務処理は、児童扶養手当の支給に関する重要事項であることから、正確性・公平性・客観性を担保する必要がある。
- ③ このため、現在、所得額や扶養親族等の該当の有無の確定に際しては、税法上の年間所得と扶養親族等の人数を基礎にしているところである。
- ④ 税法上、児童等が扶養親族等に該当するかどうかは、1年間の児童等の所得額に基づいて判断されており、扶養親族等の人数は、その年の12月31日にならないと確定しない。仮に申請時の人数を、扶養親族等の人数として扱って手当を支給した場合、その年の12月31日に児童等が扶養親族等の要件を満たしているかどうかの確認が必要となる。（仮に扶養親族等の要件に該当しないことが確定した場合には、受給者は一度支給された手当の返還を余儀なくされる）。
- ⑤ このことは、市町村の事務を煩雑にするだけでなく、仮に手当の返還が必要になった場合、経済的に厳しい状況にある受給者に対して、手当を安定的に支給することができなくなるという弊害が生じることとなる。
- ⑥ これらの理由から、所得や扶養親族等の認定の際に税法上の基準を用いることについては、他制度との比較や自治体の認定事務の観点からも、合理性があり、現行制度を維持することが適当であると考えられる。（注）

（注） 児童扶養手当制度に類する現金給付制度における所得や扶養親族等の認定は、全て税法上の基準が用いられている。

(3) 厚生労働省に示した当省の考え方（代替案）

(ア) 厚生労働省に示した当省の考え方（代替案）の内容

- ① 母が扶養する児童を戸籍謄本、住民票等により確認し、支給金額の基準となる児

童の人数を決定【上記(1)及び(2)と同じ】

→ 本件では2人

- ② i) 上記①で決定した児童のうち前年(1～6月に申請する場合は前々年)の所得が一定以下の者及びii) 母が別途申請するi以外の被扶養者(両親等)のうち前年(1～6月に申請した場合は前々年)の所得が一定以下の者の合計人数を扶養親族等の人数として決定

→ 本件では2人

- ③ 母の税法上の前年(1月～6月に申請する場合は前々年)の所得を確認し、全部支給、一部支給及び支給停止のうち、いずれに該当するかを決定

→ 本件では全額支給



本見直し案は、上記②のとおり、母の児童以外の被扶養者の申請に応じて、申請のあった被扶養者の前年(1～6月に申請する場合は前々年)の所得を確認する事務が生じるが、申請者のうち児童以外を扶養している者は少数であると考えられる。

また、本見直し案で確認する所得は、上記(1)の現在の取扱いと同様に前年の所得であり、これは課税台帳等の情報を確認すれば足りるものであると考えられ、上記(2)のように申請年の所得を推計するような新たな事務は生じず、市町村の事務量の増加は少ないと考えられる。

本委員意見の趣旨は、申請時に現に扶養している児童がいるにもかかわらず、所得制限の基準となる扶養親族等の人数が0人とされることに疑問があるとしているものである。

上記(3)の方法によれば、所得制限の基準となる扶養親族等の人数は、申請時に現に扶養している児童を基とすることになる。

#### (イ) 上記(ア)に対する厚生労働省の意見

- ① 児童扶養手当の「所得制限」の認定における所得額や扶養親族等の該当の有無の確定に係る事務処理が児童扶養手当の支給に関する重要事項であることから、正確性・公平性・客観性を担保する必要があるため、このため、現在、所得額や扶養親族等の該当の有無の確定に際して、税法上の年間所得と扶養親族等の人数を基礎にしていることは前述したとおりである。
- ② 「扶養」とは、一般的には、自分の力だけではその生活を維持していけない者に対し、生活上の援助を行うことをいうと考えられる。
- ③ この「扶養」の考え方によれば、扶養認定をする場合は、生活上の援助を行う側の収入状況の判断時点と、援助を受ける側の同居の状況の判断時点は同一時期にする必要があると考えている。
- ④ このため、生活上の援助を行う側の収入状況をリアルタイムで把握する方法がない現状では、税法上の判断時点を基に公平性・客観性を担保した上で扶養認定を行っているところである。
- ⑤ 援助する側と援助される側の判断時点を分け、住民票等の記載内容に基づいて判断

するという代替案を取ることは「扶養」の意味を逸脱するものであり、また、代わるべき基準としては客観性等の観点で問題があると考え、不適切と考えている。

(注) 児童扶養手当制度に類する現金給付制度における「扶養」認定の判断時点は、全て同一時期とされている。

(ウ) 厚生労働省の意見に対する当省の考え方

厚生労働省の意見に対する当省の考え方は、表－２のとおりである。

表－２ 厚生労働省の意見に対する当省の考え方

	当省の考え方（代替案）に対する考え方	現在の取扱いに対する考え方
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般的な「扶養」の考え方に従えば、扶養認定をする際には、生活上の援助を行う側の収入状況の判断時点と援助を受ける側の同居の状況の判断時点は同一時期にすべき。</li> <li>扶養認定は、公平性・客観性を担保した上で行う必要がある、住民票等の記載内容を基にすることは、祖父母が同一の住民票に登録されている場合等に児童が誰に扶養されているのかを確認することが困難になるなど、客観性の点で問題があり不適切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当の所得制限の認定に係る事務は手当の支給に関する重要事項であり、正確性・公平性・客観性を担保する必要がある。リアルタイムで収入を把握する方法がないことから、税法上の基準を基に認定を行っており、これは他の現金給付制度でも同様である。</li> </ul>
当省	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童扶養手当を申請しているのは、あくまで申請時の児童についてであるため、所得制限の基礎となる扶養親族等の人数についてもこの時点でみる必要がある。</li> <li>前年の所得を用いるとしたのは、申請時(年)の所得を用いるとした場合には、所得を推計する事務や所得確定後に手当の返還等が生じるため適切ではないとされたことを考慮したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>前年末の扶養親族等の人数及び前年の所得を用いているが、申請時には前年末の扶養親族等を構成する世帯は既になく、存在しない世帯及びその世帯の構成員の所得を用いることに意義があるとは考えられない。</li> </ul>

## (5) 自宅買換えの際の介護保険料の減免（継続案件）

### 1 相談内容

介護保険料は、「合計所得金額」を基に算定されるため、住宅（自宅）を売却し、その売却代金を元手に新たに住宅を購入した際、売却代金がほとんど手元に残らない場合や持ち出しになる場合であっても、住宅を売却して得た代金が合計所得金額に反映され、介護保険料が以前よりも高額になることがある。

国民健康保険制度や後期高齢者医療制度では、住宅を買い換えた場合の特別控除が適用される「総所得金額等旧ただし書き方式（以下「総所得金額等」という。）」を基に保険料を算定しているため、介護保険制度においても保険料の算定に総所得金額等を用いてほしい。

また、介護保険料の算定において、一律に総所得金額等を用いることができない場合であっても、介護保険法（平成9年法律第123号）では、「介護保険料について市町村は、条例で独自に減免措置を講じることができる」とされていることから、介護保険料の減免措置を講ずることを、市町村に対して可能な限り要請してほしい。

(注) 本件は行政相談委員意見（兵庫県）として提出があったものである。

### 2 第94回会議（平成26年7月1日）での議論の概要

- (1) 自宅を買い換えて手元にお金が残っていないことは、譲渡所得の特別控除の範囲をどこまでにするのかとは全く別の話である。
- (2) 合計所得金額を用いることは介護保険制度発足時に議論されて決定されたものであり、それを合理的ではないということは難しいのではないかと。合計所得金額を用いることの合理性を押し出すのであれば、もう少し整理してほしい。
- (3) 総所得金額等は、既に後期高齢者医療保険料や国民健康保険料の計算に用いられており、介護保険料に用いるために再計算する必要はないのではないかと。
- (4) 介護保険料の算定に総所得金額等を用いた場合に相当する減免措置を条例で設けることは、特例企業税の最高裁判決と同様に認められないということか。
- (5) 負担の応能主義の原則に基づく介護保険制度では、自宅買換え時の介護保険料の減免条例は違法ではないと考えられるが、このことについて厚生労働省はどのように考えているのか。当初、自宅の買換え時に保険料が跳ね上がることは想定されていなかったが、これは応能主義の原則に反するという事で地方公共団体が条例で導入しているのではないかと。こうした事態の変化が起こっていることについて、事務局で確かめてほしい。

### 3 相談内容の整理

介護保険料の算定基礎所得に①合計所得金額、②総所得金額等、③条例で自宅買換え費用を減免（合計所得金額）及び④条例で自宅買換え費用を減免（総所得金額等）を用いた場合の違いは次ページの図及び次々ページの表のとおりである。

なお、事例の簡略化のため、自宅の売却による譲渡所得以外の所得はないものとする。

図 保険料の算定基礎所得による違い（例）

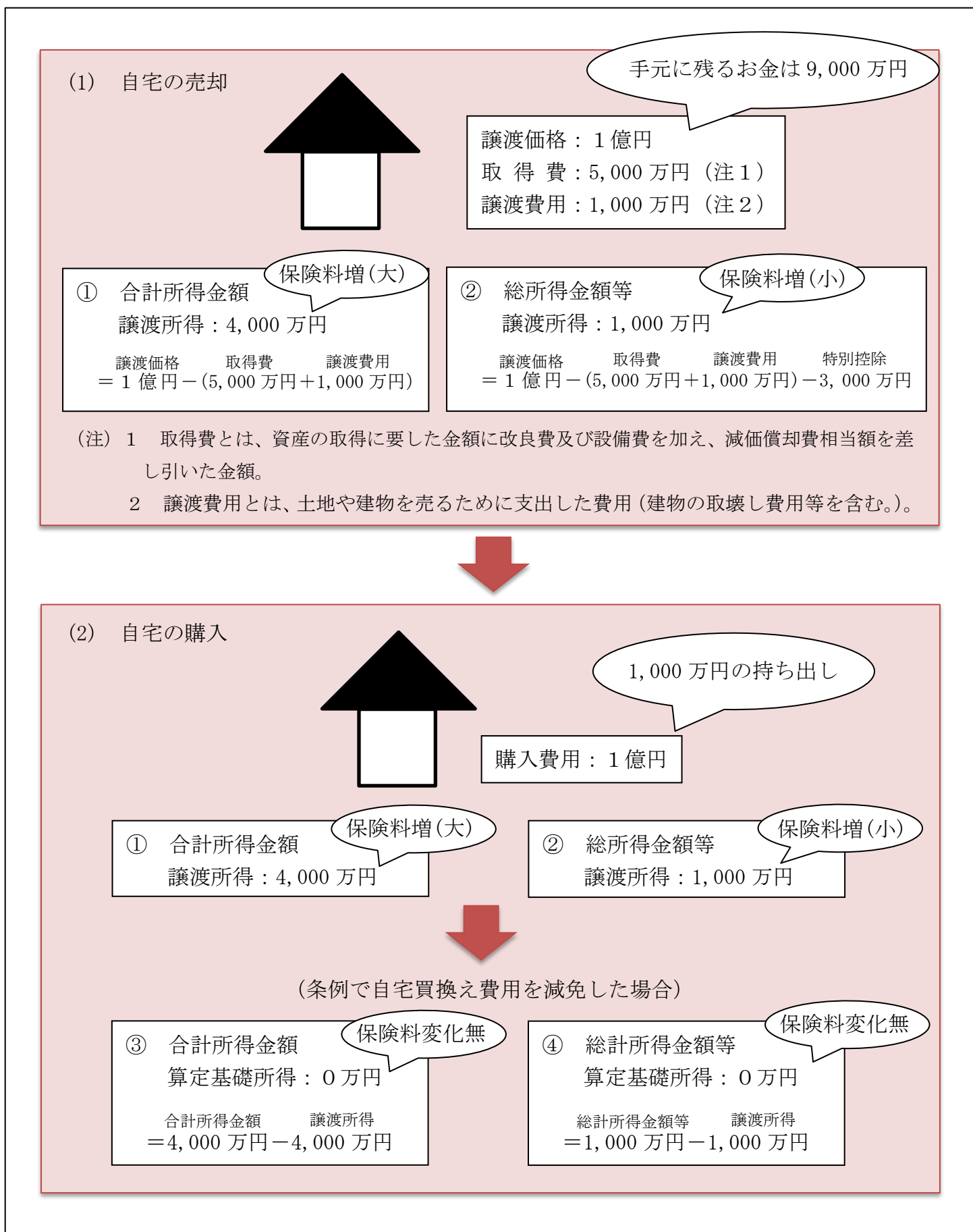




表 保険料の算定基礎所得と条例による自宅買換えの減免の適用による違い

	条例による自宅買換えの減免なし	条例による自宅買換えの減免あり
合計所得金額	<p>2 ページ図①</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在の介護保険料や市町村民税（均等割）の算定基準</li> <li>自宅の買換え等により所得の実態と保険料が乖離する場合がある</li> <li>保険者（地方公共団体）の事務負担が少ない</li> </ul>	<p>2 ページ図③</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>現在一部の地方公共団体で導入</li> <li>自宅の買換えが保険料に影響しない</li> <li>保険者は、減免申請者の保険料を算定し直す事務負担が生じる（小）</li> <li>減免された被保険者の保険料は全体の保険料に転嫁される（小）</li> </ul>
総所得金額等	<p>2 ページ図②</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の算定基準</li> <li>自宅の買換えによる所得の実態と保険料の乖離が緩和される</li> <li>自宅買換えの際に適用される特別控除は単純な自宅売却にも適用されるほか、基礎控除（33 万円）や純損失の繰越控除の適用がある</li> <li>上記控除で軽減された被保険者の保険料は、全体の保険料に転嫁される（中）</li> <li>保険者は全被保険者の総所得金額等を算定する新たな事務負担が生じる（中）</li> <li>システム改修や制度改正が必要となり、費用と時間がかかる</li> </ul>	<p>2 ページ図④</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>上記と左記の組合せ</li> <li>自宅の買換えが保険料に影響しない</li> <li>自宅買換えの際に適用される特別控除は単純な自宅売却にも適用されるほか、基礎控除（33 万円）や純損失の繰越控除の適用がある</li> <li>上記控除や減免で軽減された被保険者の保険料は、全体の保険料に転嫁される（大）</li> <li>保険者は全被保険者の総所得金額等を算定し、減免申請者の保険料を算定し直す事務が生じる（大）</li> <li>システム改修や制度改正が必要となり、費用と時間がかかる</li> </ul>

#### 4 関係機関の意見（厚生労働省老健局介護保険計画課）

- (1) 現在、総所得金額等（旧ただし書き方式）は、既に後期高齢者医療保険料や国民健康保険料の計算に用いられており、介護保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いることとした場合でも、保険者（地方公共団体）は、後期高齢者医療保険料や国民健康保険料で用いているデータを使えば、新たに計算する必要はないのではないか。現在でも後期高齢者医療保険料や国民健康保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いていない保険者があるのか。

後期高齢者医療保険料や国民健康保険料については、すべての保険者において、総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いて算定されているが、介護保険の被保険者の範囲は両制度の被保険者の範囲と一致しない（例：65 歳から 74 歳までの被用者保険加入者）ため、両制度で用いているデータを使えば新たな計算が不要ということにはならない。

なお、所管外だが、地方税法上の守秘義務の関係で、特定の事務で活用している税情報を他の事務に転用することはできないと思われる。詳細については税担当部局に照会されたい。

- (2) 市町村が介護保険法第 142 条(保険料の減免等)に基づき、①住宅の買換え時に介護保険料を減免及び②総所得金額等(旧ただし書き方式)を用いた場合に相当する減免措置を条例で設けることの違法性の有無について。

介護保険法第 142 条により、市町村は、条例で定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができることから、当該市町村が「特別の理由」と認めるのであれば、①について違法性はない。また、減免額の算定方法に特段の規制はないため、②についても違法性はない。

- (3) 介護保険制度設計時、本件のように自宅を買い換えた際に手元に所得が残っていないとしても翌年度の保険料が大きく上昇するという場面を想定した上で、算定根拠に合計所得金額を用いることとしたのか。

介護保険制度創設時において、そのようなケースも想定されたと思われるが、新たな制度を立ち上げる際の厳しい議論の中で、所得捕捉等の新たな事務負担増大が生じることを強く忌避していた市町村の理解が得られるようにすることが大きな課題であった中で、事務手続の負担を減少させるために、税務担当課が作成した税額を基に判定が可能な合計所得金額を介護保険料の算定根拠として欲しいという強い要望が市町村から寄せられていたことを踏まえ、保険料の算定に合計所得金額を用いることとした。

- (4) 介護保険制度導入後、本件のような場合は応能主義の原則に反する等と考えた市町村が、条例で住宅買換え時の保険料減免措置を設けている現状について、全国的に同様の減免措置を設けることの必要性等についての貴省の見解。

保険料の減免については、保険料の賦課期日以後にその負担能力に著しい変化があれば、賦課期日の現況によって算定された保険料額の支払いが困難となる場合もあり得ることから、主にこのような場合の保険料負担に配慮するため設けられている。

そうした保険料の減免の要件については、条例で定めることとされているため、市町村において被保険者の生活実態などを勘案した上で、地域の実情に応じて設定されていると承知している。

本件については、市町村の判断により保険料減免の要件として定めている事例の 1 つであって、同様の減免規定を条例に規定するか否かは個々の市町村が自主的に判断するものであり、全国一律に当該規定を設けることとすることは適当でないと考える。

なお、国としては、災害その他の特別な事情がある市町村が保険料減免を行った場合であって、財政負担が著しい場合には、特別調整交付金で財政支援を行っているが、これは、災害や失業など、当該市町村のみでは防止しえない事由に対して他の市町村と財政調整を行っているものであり、個人が自宅の買い換えをした場合にこのような対応をするのは不適當。

- (5) 本件について、①介護保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いること又は②条例で住宅買換え時に介護保険料の減免を定められることを市町村に対して技術的助言等を行うことについてを求めた場合、貴省は①又は②について見直し等を検討することは考えられるか。

①については、そもそも、マイホームを買い換えるケースは第1号被保険者のうち、ごく一部に限られると想定され、また、総所得金額等を用いることによりマイホームを買い換えた場合の特別控除が適用されたとしても、実際に市町村民税（均等割）が課税されている以上、保険料額への影響は限定的であると想定される。（自治体によって異なるが、標準では課税者が該当する保険料の所得段階は5段階または6段階の2つしかなく、特別控除が適用されたとしても、5段階より低い所得段階は適用されない。）

一方、総所得金額等を用いた場合は、全ての保険者システム及び当該市町村における税部局のシステムを改修する必要があり、多額の費用（億単位）が必要となり、この費用は公費から支出することになる。

また、総所得金額等を用いた場合、自宅の買換えを行った者については控除が適用され、保険料が低下するケースもあると思われるが、第1号被保険者は費用全体の21%を負担する必要があることから、低下した分の保険料は他の第1号被保険者に転嫁されることとなる。

以上のことから、介護保険料の算定に総所得金額等（旧ただし書き方式）を用いることは困難であると考ええる。

②については、上記（4）の回答のとおりであることから、減免の要件となりうる事例の1つである本件の場合に限定して、技術的助言を行うことは適当でないと考ええる。

なお、介護保険法第142条により、市町村において、地域の実情に応じて必要と判断する保険料減免の要件を条例に定めることができることについて、改めて周知することは可能であると考ええる。

## (6) 航空基地周辺の住宅防音事業への助成の見直し（継続案件）

### 1 相談内容

私は、宮崎県にある新田原基地周辺に居住しており、10年以上前に新田原基地を離発着する航空機の騒音による障害を防止又は軽減するため、住宅防音事業に係る助成金を受け、エアコンの取付工事を行った。

最近になって、当該エアコンが故障したため、「空気調和機器の機能復旧工事」の申込みを行い、助成金を利用しようとしたところ、「事業に係る予算が不足しているため住宅防音工事希望届を提出してから、実際にエアコンが修理されるまで、約1年の期間が必要である」旨の説明を受けた。

エアコンなしで一夏を過ごすことは、健康に多大な害を及ぼすと思われるため、速やかに修理をしてほしい。

(注) 本件は宮崎行政評価事務所に対して相談があった事案である。

### 2 第94回会議（平成26年7月1日）での議論の概要

- (1) 高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事が優先的に実施されるよう、周知に努めるよう防衛省地方協力局にあっせんする。
- (2) あっせん文には、住宅防音工事の費用負担の考え方や行政苦情救済推進会議の検討経緯について前文にする。
- (3) 住宅防音工事に関する国会答弁の内容について再確認する。
- (4) 次回の行政苦情救済推進会議で結論を出す。

### 3 住宅防音工事の費用負担に対する行政苦情救済推進会議の考え方

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第1条には、「この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。」と規定されている。

また、同法第4条には、「国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域に当該指定の際現に所在する住宅について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に関し助成の措置を採るものとする。」とされており、防衛施設周辺における住宅防音事業及び空気調和機器稼働事業に関する補助金交付要綱第16条には、「補助金の交付は、予算の範囲内で行うものとする。」規定されている。

すなわち、環境整備法は、防衛施設の周辺住民等の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的としているものであることを考えると、同法第4条に定める住宅防音工事についても予算の範囲内で適時に実施されるべきものであると考えられる。

#### 4 住宅防音工事に関する国会答弁の内容

平成 25 年 4 月 15 日に行われた、衆議院予算委員会（第一分科会）において、宮崎政久議員（自）からの質問に対して、以下のとおり答弁している。

（質問）

続いて、空調復旧の話に進みたいと思います。

この空調復旧の工事に関しては、地元の方から何と言われるかということ、要は、秋に来て遅いでしょうというふうに言われるんですね。つまり、予算が決定してから順々にやっていくということになると、調査が必要だとかいろいろな事情があるわけですが、実は、空調復旧工事というのが行われるのが秋になってから。暑いから空調を復旧してくれと言っているのに、今来てどうするのと。こんな話が毎年のように出てくるわけであり

ます。

私は、当選をさせていただいてから、地元の沖縄局にも何度も足を運ばせていただきました。本省の皆さんとも協議をしております。一言です。工事の前倒しを、政権交代したんです、しっかりやってもらいたい。この一念なんです。この空調復旧工事の前倒し、可能でないのか、ぜひ見解をお聞きしたいと思います。

（答弁）

お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、平成 24 年度の沖縄防衛局管内におきます空調の機能復旧工事につきましては、結果的に、10 月から当該工事に着手してきたところでございます。

他方、委員からも御指摘ございましたように、機能復旧工事につきましては、早期の実施を求める声が沖縄県から寄せられており、先ほど来議員からお話ございましたように、議員からも直接、私ども御要請を受けたところでもございます。

そのような御指摘も踏まえまして、本年度、平成 25 年度の沖縄防衛局管内におきます空調の機能復旧工事については、7 月から順次、当該工事に着手することとさせていただきたいというふうに考えております。

（質問）

ありがとうございます。

これはとても役所の論理だと思うんですね、順々にやっていくという。役所の論理が、地元の皆さんの素朴な感じからすると、秋に来てどうするか、こういう沖縄の声なんです。

～（中略）～

特に、この空調の件に関しては、実際のところはもう一つ大きな問題があって、希望届を出してから、今、工事が行われるまでに 2 年待ちという状況になっているんですね。

これはいろいろな要因があります。あるけれども、要するに、事業予算をしっかりとつける、そこに必要な人員を張りつける、こういうことがどうしても必要だと思うんです。特に人員の関係がありますから、なかなか難しい問題もあると思いますけれども、やはり、

これを2年待たせるというのもいかなものかなと思うんです。

予算の増額なども踏まえてこれからしっかり取り組んでいくというようなことについて、大臣の御所見をぜひいただきたいと思います。

(答弁)

空調の必要性、日本は北から南まで大変広い地域ですから、沖縄で7月といってももう夏の暑い盛り、恐らく5月の連休明けにはもう空調が必要な状況なんだと思います。ここは、省内でしっかり、その地域地域に合わせて対応するように話を詰めていきたいと思っています。

～ (中略) ～

御案内のとおり、全般としての予算の制約がありまして、どうしても希望にすぐにお応えできない状況もありますが、これは、予算の中で何とかやりくりできるように、また今後とも予算の増額に努力をしていきたいと思っております。お力添え、よろしく願いたします。

## 5 関係機関の意見

### (1) 当省が示した考え方に対する防衛省の意見

#### ① 空気調和機器機能復旧工事の待機世帯の解消について

住宅防音事業は周辺対策事業の重点施策として推進してきたところであり、今後も引続き所要の予算確保に努め、可能な限り早期に工事を実施できるよう努めてまいります。

#### ② 高齢者世帯等への配慮について

住宅防音工事の実施に際しては、局長通知により高齢者世帯等を優先することとしている。また、各地方防衛局等のホームページにおいても、高齢者等の居住する住宅で、工事を優先的にを行うことを希望する者は、希望届の余白に、「高齢者」、「乳幼児」又は「障害者」と記入する旨を既に周知している。いずれにしても、高齢者、乳幼児、障害者の居住する住宅の防音工事については優先的に実施してまいります。